省　令

○総務省令第百三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

「平成二十五年度」を「平成三十年度」に改め、第六号中「地震」の下に「、津波」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。